

令和6年度「介護サービス情報の公表」制度における調査に関する指針

令和6年10月18日

群馬県健康福祉部福祉局介護高齢課

1 目的

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の47の2の規定に基づき、調査に関する指針を定める。

2 調査対象事業所

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の35第3項に規定する都道府県知事が「必要があると認めるとき」は、以下の場合である。

（1）事業所が令和5年1月1日から令和5年12月31日までに指定を受けた場合または令和4年12月31日までに指定を受けた事業所のうち、指定後、調査を受けたことがない場合

（2）その他調査の必要があると認める場合

3 調査を実施しない事業所

2のうち以下に該当する事業所

- （1）地域密着型サービス外部評価の対象である認知症対応型共同生活介護事業所
- （2）福祉サービス第三者評価を実施した社会福祉法人が運営する事業所
- （3）みなし指定の事業所

4 調査項目

2については、介護保険法施行規則別表第2に掲げる項目のうち必要と認める項目を、2（2）については、別表第1及び第2に掲げる項目のうち必要と認める項目をそれぞれ調査する。

5 調査の対象となるサービス区分

- （1）別表の各区分内において2つ以上のサービスを一体的に運営している場合は、主たるサービスのみを調査し、他のサービスについては、調査を行わないこととする。
- （2）過去に同一区分内のいずれかのサービスについて調査を実施した場合には、新たに調査を行わないこととする。

6 調査手数料

無料

7 その他

本指針に定めるもののほか、調査に必要な事項は別に定めるものとする。

8 施行日

この指針は、制定の日から施行する。

(別表)

-
- ① 訪問介護＋夜間対応型訪問介護
-
- ② 訪問入浴介護（予防を含む）
-
- ③ 訪問看護（予防を含む）＋指定療養通所介護
-
- ④ 訪問リハビリテーション（予防を含む）
-
- ⑤ 通所介護＋認知症対応型通所介護（予防を含む）＋指定療養通所介護
-
- ⑥ 通所リハビリテーション（予防を含む）＋指定療養通所介護
-
- ⑦ 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）（予防を含む）＋特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（外部サービス利用型））（予防を含む）＋地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）
-
- ⑧ 特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）（予防を含む）＋特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム（外部サービス利用型））（予防を含む）＋地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）
-
- ⑨ 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅））（予防を含む）＋特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅（外部サービス利用型）））（予防を含む）＋地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅））
-
- ⑩ 福祉用具貸与（予防を含む）＋特定福祉用具販売（予防を含む）
-
- ⑪ 小規模多機能型居宅介護（予防を含む）
-
- ⑫ 認知症対応型共同生活介護（予防を含む）
-
- ⑬ 居宅介護支援
-
- ⑭ 介護老人福祉施設＋短期入所生活介護（予防を含む）＋地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護
-
- ⑮ 介護老人保健施設＋短期入所療養介護（介護老人保健施設）（予防を含む）
-
- ⑯ 介護療養型医療施設＋短期入所療養介護（療養病床を有する病院等）（予防を含む）
-
- ⑰ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
-
- ⑱ 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）
-
- ⑲ 地域密着型通所介護＋認知症対応型通所介護（予防を含む）＋指定療養通所介護
-
- ⑳ 介護医療院＋短期入所療養介護（介護医療院）（予防を含む）
-